

經濟論叢

第125卷 第1・2号

予算過程論と財政民主主義……………池上 惇	1
比較生産費説・国際価値論・貿易利潤(上)……本山 美彦	16
19世紀末ドイツにおける「本源的蓄積」と 土地所有(1)……………加藤 房雄	46
不確実性下における公共投資の割引率……………羽鳥 茂	71
労働市場における差別(1)……………脇坂 明	91

昭和55年1・2月

京都大學經濟學會

19世紀末ドイツにおける 「本源的蓄積」と土地所有 (1)

——マックス・ウェーバー Max Weber 「世襲
財産 Fideikommiß」論の内容とその意義——

加 藤 房 雄

I 問 題

1 はじめに

「ドイツについていえば、その東部における発展諸傾向は、イギリス的狀態への確実な接近を示しはじめている」¹⁾。

「イギリスで現在の狀態の確立にいたるまで數世紀にわたって行なわれてきたのと同じことが、ドイツ東部において今行なわれている」²⁾。

この2つの短文はともに、マックス・ウェーバーが、1904年、アメリカのセント・ルイス St. Louis において、ルイジアナ Louisiana 買収百年記念祝典の際に開催された學術會議の席上、主としてドイツ農業史の事例に即しながら「資本主義と伝統との闘争」³⁾の問題をテーマとして行なった講演中の一節である。はたしてウェーバーは、20世紀初頭期におけるドイツ農業＝土地所有構造の現実にみられるどのような「発展諸傾向」が、「イギリス的」ないかなる「狀態」への「接近」を「示しはじめている」というのであろうか。また、「ドイツ東部において今行なわれている」こととはなにか。そしてそれは、

1) M. Weber, Capitalism and Rural Society in Germany, in: H. H. Gerth and C. W. Mills (trans. and ed.), *From Max Weber: Essays in Sociology* [1946], reprint, 1968, p. 384. (以下、引用は論文名のみをしるす)。

2) *Ibid.*, p. 383.

3) *Ibid.*, p. 369.

「現在の状態の確立にいたるまで数世紀にわたって」イギリスがたどってきた経過とどのようにかわるのか。あたかも、1860年代後半の時点において、すでにマルクス K. Marx が与えた「ドイツの明日はイギリスである」という周知の指摘⁴⁾との一種の類似性をうかがわせるかのようにさえ思われるウェーバーのこの論述がもつ意味は、そもそもなにか。

さきのウェーバーの短文からは、さしあたりこのような問題がたちどころに現われてくるように思われる。本稿は、セント・ルイス講演が行なわれた同じ1904年にウェーバーの手に成った大作『プロイセン世襲財産問題の農業統計＝社会政策的考察』⁵⁾ *Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommißfrage in Preußen* を主要な素材として、マックス・ウェーバーのドイツ農業＝土地所有論ともいうべき問題が含む経済学的意義を明らかにし、あわせて、深刻な農業恐慌を伴った19世紀末「大不況」*Grosse Depression* の渦中にあるドイツ資本主義の激烈な構造変化の過程を、資本主義発展における本源的蓄積と土地所有の両契機に着目しつつ跡づけるための若干の検討を試みようとするものである。ただし、この『世襲財産問題』論文が、セント・ルイス講演において論じられた「資本主義と伝統との闘争」あるいは「資本と土地所有との闘争」⁶⁾の問題を真正面から、膨大な統計の分析をふまえて綿密かつ詳細に展開した論文にはほかならないという点で、また、われわれの当面の研究対象である19世紀末「大不況」期から20世紀初頭にいたる時期⁷⁾における現実の

4) 『資本論』第1版の序文参照。

5) M. Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, 1924, SS. 323-393. 所収（以下、出所を示す場合には、Fideikommißfrage または『世襲財産』論文と略記する）。

6) M. Weber, *Capitalism and Rural Society in Germany*, p. 368.

7) 本稿における19世紀末「大不況」期ないしは19世紀末期は、広く20世紀初頭期を含む時期とする。すなわち、ボルン K. E. Born の指摘にもあるとおり、「経済および社会内部の構造的諸変化を確定しようと思うなら、『19世紀末』の時期を狭くとりすぎてはいけない」のである。ちなみに、ボルンもまた、「19世紀末」の範囲を、19世紀の70年代から第1次世界大戦前夜にかけての期間というように、かなり広く理解すべきである、としている。Vgl. K. E. Born, *Der soziale und wirtschaftliche Strukturwandel Deutschlands am Ende des 19. Jahrhunderts*, in: H.-U. Wehler (Hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, 3. Auflage, 1970, S. 271.

ドイツ農業＝土地所有構造の実態⁸⁾に即しつつ、ドイツ農業制度とイギリスのそれとを対比したきわめて重大な論点を随所におりまぜている点で、さきにした問題をみるためのまさしく恰好の検討素材であるからである。

2 イギリスとドイツ

『世襲財産問題』論文のたちいった検討に先立って、ここであらかじめ、1904年講演にみられるかぎりでの比較史的比較におけるイギリスとドイツについてのウェーバーの表象を、要約的に整理して把握しておきたい。

(i) イギリス地主と農業構造の特徴⁹⁾

① イギリスの地主は一般に、「土地賃貸人」a lessor of land であって「農業経営者」an agriculturist ではない。かれはまた「土地独占者」a monopolist of the land でもある。かれに貢租を支払わなければならない者は、土地耕作を行なう「資本家的企業」capitalistic enterprises であって、農民ではない。イギリス地主は、「人口稠密な貴族的社會制度の諸国で資本主義がつくりだすきわだった諸作用に迫られて成立してきた資本主義の嫡子」なのである。② イギリス地主による「私的土地独占」the private monopoly of the land は、「市場から土地を引き上げ、土地所有から経営を分離する。所有と経営の双方は、いまやそれぞれの道を歩むことになる。企業者利得を求める資本家的借地農の利害関心と、地代ならびに先祖代々の社会的地位保持への土地所有者の利害関心とは、自家有地農業経営者 the agricultural owner-operators の場合のように相互に結びつくことはなく、平行線をたどる」。③ この場合、実際面でとりわけ重要なのは、農業が恐慌にたいする弾力性 the resilience をおおいに増進しうることである。なぜなら、恐慌のショックは、土地独占者と資本家的借地農との強力な2つの肩の上にかかるところとなり、一方がそのす

8) 19世紀末ドイツ＝プロイセン農業構造の動態については、これを、2系列にわたる実証分析により、資本＝賃労働関係と地主＝農民関係という2つの次元での複合した考察の総体として統一的に把握することを試みた拙稿、「19世紀末プロイセン農業経営の動向」「19世紀末プロイセン農業経営の労働力構造と農業人口の階層構成」「『プロシア型』農業進化の構造・序論」「経済論叢」第117巻第1・2号、第4号、第118巻第3・4号、1976年参照。

9) Cf. M. Weber, *op. cit.*, pp. 380-381.

べてを負うことなく、いわば共同して事にあたるのが可能だからである。㊦ こうして、ドイツにおいて実際に見出されるのがまればではない、一方における、農業経営の集約化が必要とする土地所有縮小と、他方における、地主の地代増大欲求が求めてやまない土地所有拡大との2つの傾向の矛盾、合理的大規模農業の存立を危うくしているこの種の矛盾の展開は、「イギリスのような社会的農業構造においてのみ」避けることができる¹⁰⁾、と。

(ii) プロイセン東部のユンカー Junker¹¹⁾

㊦ プロイセン東部のユンカーの事情は、上にみたイギリスの状況とはまったく違う。ユンカーは、農村における労働力雇傭者であり、自分の農地と所得の大きさに従って評価されるすぐれて資本家的な類型の人間である。かれと農場働き手 farm hands との利益共同体は解体し、かれの労働者はプロレタリアートに転化している。㊦ しかし、ユンカーは、伝統によって、封建的生活実践 a high life と貴族的諸要求とを義務づけられた存在でもある。㊦ かれは一般に、自由な土地所有者であり、土地耕作者である。㊦ 市場価格の動揺の影響を孤立的に受けざるをえないユンカーは、自らの存在を常に直接おびやかす経済的＝社会的闘争の渦中にある、と。

まず第1に、イギリスにおける地主の「私的土地独占」と「土地所有と経営の分離」の実現。したがって、イギリス地主にあっては、いわゆる「共同のビジネス」¹²⁾ joint business の有力なパートナーとして、資本家的借地農をもつがゆえに、イギリス農業は恐慌にたいする強靱な弾力性を発揮することができる。いわゆる「3分割制」the tripartite system としてのイギリス資本主義的農業の成立・展開。第2に、ドイツの「ユンカー経営＝土地所有」における土地所有と農業経営との合体。まさにそうであればこそ、ドイツ・ユンカーは著しく脆弱であり、恐慌にたいする弾力性もない。第3に、たとえどのように根

10) 「世襲財産」論にみられるこうした論点のいっそう詳細な展開については、のちに、IV 小世襲財産と大世襲財産でたもいた検討を加える。

11) Cf. *ibid.*, pp. 381-382.

12) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 374.

強く封建的残滓をまといつけているにしても、ユンカーは、資本家的類型の人間であるかぎりにおいては、イギリスの近代地主との同一性をもつ。一言にして、イギリス地主とドイツ・ユンカーの区別と同一性にかんするウェーバーの的確な指摘。

われわれは、ウェーバーのここでの所論からおよそこの3点を読みとることができる。とはいえ、ことセント・ルイス講演にかんするかぎり、ドイツ・ユンカーとイギリス地主との一種の同一性にかんする鋭い指摘はみられるものの、ドイツ東部の「イギリス的状态への接近」の具体的プロセスはいまだつまびらかにされておらず、それは、農業＝土地所有関係にかんする実証を基本的に欠く示唆以上にでるものではなかった、といわなければならない¹³⁾。

3 課題の設定

それでは、いったいウェーバーは、『世襲財産』論文において、19世紀末ドイツ農業にみられる現実・その発展傾向をどのようなものとして把握したのか。ドイツがイギリスへの接近を示していたとするならば、はたしてウェーバーは、ドイツ農業におけるどのような事実に着目し、また、なにを根拠として、イギリス的状态への確実な接近を認識しようとしたのか。そして、そもそも『世襲財産』論文には、この種の重要な認識・評価があるのか否か。

本稿は、ドイツ東部のイギリス的状态への接近というわれわれの当面の問題について、以下の考察の順序で検討を進める¹⁴⁾。第1に、ウェーバーは、19世

13) ウェーバーによれば、ドイツ(東部)だけではなく、アメリカもまた、イギリス的状态に近づいてゆくはずのものである。かれは、アメリカ・ドイツ(東部)・イギリスの3者を、「土地独占の発展」をめぐる順次的3系列として把握しているように思われる。Cf. M. Weber, Capitalism and Rural Society in Germany, p. 383.

なお、この点とかわかって、山岡亮一『農業経済理論の研究』1962年、第1編、第4章、第3節「マックス・ウェーバーの農業経済論」参照。

14) 『世襲財産』論文それ自体の構成は以下のとおりである。まず、序文では、「世襲財産」論執筆の契機となった「家族世襲財産法草案(1903)」Entwurf eines Gesetzes über Familienfideikommissの概要の整理が行なわれたとともに、プロイセン世襲財産問題にたいするウェーバーの学問的観点として、社会政策的検討の立場が強調されている。第1節においては、一方では、プロイセンの世襲財産の実態にかんする統計的に確認できる事実をふまえて、世襲財産が実際に果す機能についてのおおまかな特徴づけが与えられ、他方、ドイツ農業制度に及ぼす世襲財産の影響、すなわち農民的土地所有・農業経営・労働制度のそれぞれにたいする世襲財産の影響

紀末期の世襲財産の実態にかんする統計的に確認できる事実から、眼前のドイツの世襲財産が果す機能について、より広い資本主義発展史のパースペクティブのなかで、どのような一般的特徴づけを与えているか(Ⅱ 世襲財産の実態と機能)。

第2に、ウェーバーは、『市町村辞典』*Gemeindelexikon*,あるいは、『プロイセン土地所有調査』*preußische Grundbesitzaufnahmen*等の統計¹⁵⁾の分析をふまえて、「ドイツ東部において今行なわれている」ことを、どのように把握しているか(Ⅲ 「本源的蓄積」と世襲財産)。ここでは、農民的土地所有と農業経営に及ぼす世襲財産の影響について、ウェーバーがとらえた事実をあり

「響」という「決定的問題」(*Fideikommißfrage*, S. 344.)が、『理論的緒論』(*ebenda*, S. 332.)のうちに、膨大な統計資料を駆使して追究されている。第2節にあっては、主として、眼前のドイツにおける小世襲財産と大世襲財産の対照的相違の問題が、ウェーバーの判断・評価の1つの重要な基準であった。イギリス世襲財産の能動的役割との比較のうえで究明され、あわせて、大世襲財産がもつ合理性を肯定的に評価する論証をふまえて、ドイツの「世襲財産改革」(*ebenda*, S. 380.)にかんするウェーバー独自の政策プランが提案されている。第3節では、「草案」の支持者ゼーリンク M. Sering 批判の形をとりながら、ドイツ資本主義・帝国主義の現状と展望ともいふべき壮大な全体的パースペクティブのなかで、プロイセン世襲財産問題についてのウェーバーの総括が果されている。

本稿は、『世襲財産』論文の内容にみられる以上のような豊富な論点のすべてについて検討をつくしたものではありません。もっぱら、ドイツがイギリスへ移行してゆく過程にかんするウェーバーの実践感覚にあふれた認識を、考察の主要な対象とするものである。したがって、本稿では、『世襲財産』論文の第1節と第2節の検討・再構成にさしあたっての力点がおかれている。なお、多岐にわたる論点をおりませた当該論文の第3節については、稿をあらためて全面的な検討を加える予定である(大世襲財産所有者の「貴族的性向」*aristokratische Gesinnung* 評価・小世襲財産所有者の「成金意識」*Parvenügefühl* 批判、「工業国」*Industriestaat* 推進・「農業資本主義」*Agrarkapitalismus* 批判にみられるウェーバーのいわゆる「国策」*Staatsraison*の意味内容とウェーバー的「近代化」の保守的1面等の問題)。

- 15) ウェーバーが使用した資料、すなわち、『世襲財産』論文の素材は以下のとおりである。第1に、1885・1895年の『市町村辞典』第2に、1878・1893年度の『プロイセン土地所有調査』第3に、1892年と1895年の両年度における『職業調査』*Berufszählungen*,第4に、『収穫高統計』*Erntestatistiken*(以上の4つの資料は、一部、『プロイセン官庁統計』*amtliche preußische Statistik* 所収、一部、『ドイツ国統計』*Reichsstatistik* 所収)、そして、第5に、プロイセン『統計年報』*Statistisches Jahrbuch*がそれである。Vgl. M. Weber, *a. a. O.*, S. 345 Anm. 1.)

もとよりわれわれは、これらの統計資料を基礎としたウェーバーの認識を、19世紀末ドイツにおける客観的法則性そのものとア・プリオリに同一視することはできない。ただし、ウェーバーの実証作業になんらの誤りもなかったとはいえないからである。この点では、ウェーバーの使用した原資料それ自体に即した全面的点検の作業が、われわれにとり依然として必要な作業であることを認めなければならない。本稿においては、ひとまずは、ウェーバーが明らかにした事実をありのままに整理・再構成することにさしあたっての主力がそそがれている。

のままに整理・再構成するとともに、それを『農業経営統計』¹⁶⁾ Landwirtschaftliche Betriebsstatistik により最小限必要なかぎりでも補完する作業を行なう。そのことを通じて、本節では全体として、19世紀末期が、ドイツ資本主義にとって、東部ドイツにおける本源的蓄積のきわだって顕著な急進展を、その構造変化の全過程の重要な1契機としていた時期であったことが明らかにされる。

第3に、市場と技術の発展への即応力、ならびに、景気変動にたいする弾力性・順応性をメルクマールとした¹⁷⁾、ドイツの世襲財産の合理性にかんするウェーバーの評価の問題を検討する(IV 小世襲財産と大世襲財産)。すなわち、所有と経営の合体がみられる不合理な「小世襲財産」kleine Fideikommission との対比のうえでの、土地所有と経営が分離した「大世襲財産」große Fideikommission の経済的合理性の問題がそれである。ここでは、ドイツのイギリス的状态への過渡期としての19世紀末期にあって、大世襲財産にみられる「3分割制」の形成が、ドイツ資本主義の全体的な構造変化にとり、資本・賃労働・土地所有の相互規定的関係の完成した総体へと向かう、そのブルジョア的発展・進化の先頭的意味あいになる事態適合的なものであったことが示される¹⁸⁾。

最後に、19世紀末ドイツにかんする、イギリスとドイツとの比較史的比較をふまえたウェーバーの表象を、『職業統計』¹⁹⁾ Berufsstatistik に基づくドイツ

16) Statistik des Deutschen Reichs, N. F. Bd. 112, Die Landwirtschaft im Deutschen Reich nach der landwirtschaftlichen Betriebszählung vom 14. Juni 1895, 1898.

17) Vgl. M. Weber, a. a. O., SS. 374, 376-377.

18) 1903年秋公表された「家族世襲財産法草案」を契機として、賛否両論うすましく活発な世襲財産論争ともいべきものが展開されたこと、そして、ウェーバーの立場が、草案反対者としてのそれであったことは、広く知られた事実である。では、ウェーバーは、世襲財産全般にたいしても反対だったのか。いや、決してそうではない。結論を先取りして端的にいうと、かれは、小世襲財産の設定・普及には絶対反対である。だが、かれは同時に、大世襲財産の肯定的な合理性への高い評価を惜しまない。したがって、ウェーバーの草案批判の鋒先は、おもに、草案が小世襲財産を容認するばかりか、むしろ、その普及を積極的に推進しようとさえしている点に向けられていたのである。

なお、草案の内容については、さしあたり、住谷一彦・豊永泰子両氏による詳細な紹介、住谷一彦「リストとウェーバー——ドイツ資本主義分析の思想体系研究——」1969年、297-302ページ、豊永泰子「プロイセン世襲財産問題——帝制期ドイツにおける土地政策の一動向——」『西洋史学』第68号、1965年、46-47ページ参照。

全体についての全般的傾向の分析とドイツ農村にみられる実態変化の事例分析²⁰⁾という2つの実証作業で補完しながら、資本主義発展の歴史的後発国ドイツの先発国イギリスへの急速な接近・移行の事実とこの点的確な把握を含むウェーバー「世襲財産」論の意義とを、資本主義発展における本源的蓄積と土地所有という理論視角から確定するためのわれわれ自身のさしあたっての認識を提示して、本稿の検討をおえる(V 結論)²¹⁾。

II 世襲財産の実態と機能

— 一般的概観 —

1 ドイツ東部における世襲財産の実態

世襲財産農場 *Fideikommißgüter* とは一般に、レーン農場 *Lehngüter* とともに「貴族的土地所有の重要な部分を構成する」²²⁾土地所有である。世襲財

19) *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 211, Berufsstatistik, Abteilung X, Die berufliche und soziale Gliederung des deutschen Volkes, 1913.

20) 資料は、K. Kehrl, *Das Dorf Schlalach (Kreis Zauch-Belzig), seine Büdner und ihre landwirtschaftlichen Verhältnisse*, G. Schmoller und M. Sering (hrsg.), *Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen*, Heft 134, 1908.

21) 本稿の作成にあたり、山岡亮一氏の前掲書所収「マックス・ウェーバーの農業経済論」、田中真晴氏の2つの労作、「ウェーバーの政治的立場——ウェーバーと結集政策——」出口勇蔵編『歴史学派的批判的展開』1956年所収、同「マックス・ウェーバーにおける農政論の構造——歴史学派的見解の継承と批判——」京都大学経済学部創立40周年記念『経済学論集』1959年所収、そして、山口和男氏の「マックス・ウェーバーのユンカー論(2)——世襲財産制問題とウェーバー——」『甲南論集』第7巻第2号、1959年、から貴重な示唆を多く得ることができた。

ドイツ東部のイギリスの状態への接近というわれわれの問題との関連でいうと、山岡氏は、セント・ルイス講演におけるウェーバーの認識の重要な一環が、ドイツ東部の「ユンカー的土地所有」の「英国型」、すなわち、「英国のランドロードにみられる土地所有独占」への「移行」の見通しにあることを、いち早く指摘しておられる。田中氏は、「ユンカーとの妥協の排除と独占資本の「純化」という「ウェーバーの『近代化』の内容」を、「ユンカー的=ブルジョワ的帝国主義」の「ブルジョワ的帝国主義への『純化』」として把握されるとともに、「世襲財産制問題、および、イギリスの借地農制とユンカー経営(経営と土地所有との合体)との対比(イギリス型の合理性の評価)の問題」をすでに示唆されている。また、山口氏は、ウェーバーの「世襲財産」論を、「プロシヤ型資本主義の浄化・再編」論として把握されると同時に、ウェーバーの構想にみられる「所有と経営の分離」の問題を、いち早く指摘されている。山岡亮一、前掲書、115, 117ページ、田中真晴、出口勇蔵前掲書(所収論文)、286ページ、同、前掲『経済学論集』(所収論文)366ページ、山口和男、前掲論文、28, 31, 34ページ参照。

産化された土地は、「個々人の自由な所有から一家族の制限された所有となり、家族の一員（ふつうは被相続人の長子）がこれを用益することとなる」²³⁾。この場合、世襲財産所有者の処分権は大幅に制限されたものとならざるをえない。すなわち、プロイセン一般ラント法典 *das Preußische Allgemeine Landrecht* (PALR 1794年公布) によれば、「売却や質入れおよびその他の負債等、世襲財産農場の実体を変更しようとするあらゆる場合に、満場一致の家族決議 *Familienschluß* が必要であり、それは、世襲財産管轄庁 *Fideikommißbehörde* により記録され、その承認をも受けなければならない」²⁴⁾ のであった。こうして、世襲財産とは、「自由な市場関係」²⁵⁾ *der freie Verkehr* から排除された「永続的所有」²⁶⁾ *der feste Besitz* の状態にある財産で、土地所有が世襲財産化されるとそれは、大土地所有者の土地独占を維持・確保するための土地所有の1形態という性格を帯びるのである。

では、およそこのような一般的性格をもつ世襲財産は、19世紀末ドイツ東部においてどのような存在を示していたか。統計資料の実証をふまえたウェーバーの分析によりながらもこの点を検討しよう²⁷⁾。1850年のプロイセン新憲法によって禁止された世襲財産の設定・形成は、はやくも1852年6月5日の法律によりふたたび許される²⁸⁾とともに、その後著しい発達をとげ、20世紀初頭期にあってもなおひきつづきその加速的拡大傾向を示している。その数1,119にのぼるプロイセン全世襲財産中、半数以上のもの(599)が、1850年代以降の50年間に新しく成立した世襲財産である。現存する全世襲財産の面積は、20世

22) J. Conrad, *Agrarstatistische Untersuchungen*, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, N. F. Bd. 16, 1888, S. 150.

23) K. Kautsky, *Die Agrarfrage, Eine Übersicht über die Tendenzen der modernen Landwirtschaft und die Agrarpolitik der Sozialdemokratie* [1899], Nachdruck, 1966, S. 200, 山崎春成・崎山耕作訳, 国民文庫, 第1冊, 322ページ。

24) M. Weber, *a. a. O.*, S. 325.

25), 26) J. Conrad, *a. a. O.*, S. 150.

27) Vgl. M. Weber, *a. a. O.*, SS. 328-331.

28) L. プレンターノ『プロシヤの農民土地相続制度』[1899年], 我妻栄・四宮和夫共訳, 1956年, 43ページ参照。

紀初頭期において約2,177,000ヘクタールに達し、全プロイセン王国 *Königreich Preußen* 国土²⁹⁾の $\frac{1}{6}$ の面積に等しい。これは、ウェストファーレン州面積³⁰⁾をかなり上回るものに匹敵する。

プロイセン全郡中33の郡においては、郡面積の $\frac{1}{2}$ 以上が、6郡にあっては郡面積の40%以上が世襲財産化されている。また、20,000ヘクタール以上の世襲財産地をもつ26の諸郡のうち、17郡がシュレーゲン州に、3郡がザクセン州に属する。これら合計20の郡は、ウェーバーによれば、「農業大経営の純資本主義的性格がとくに徹底的に発展していて、わけてもその労働制度に歴然と現われている州」³¹⁾に属しているのである。

世襲財産全面積の約46%は森林であり、世襲財産の形成は森林地においてとりわけ著しい。それは、林業の特性に起因するものであり、土地の世襲財産としての属性の帰結ではない。すなわち、資本の回転が長期間にわたること、経営資本は比較的小額で済むこと等の林業に固有な諸特徴が、森林の世襲財産化に拍車をかけたものとみられる。また、森林の平均純収益は、多くの世襲財産諸郡で高水準を示しており、世襲財産の形成がとくに良質の森林において行なわれたことを物語る。森林同様農用地についても、世襲財産は一般に優等地をその形成・展開の場としている。この点は、必ずしもすべての最良地が世襲財産化されているわけではないにせよ、レーン農場から生起した古いタイプの世襲財産³²⁾と厳密に区別される新しい世襲財産の形成にかんするかぎり、全体としてはきわだって一般的に妥当する事実である。また、近時にあっては、この事実がよりいっそう歴然と現われている。さらに、「世襲財産においては、資本の人中心地 (Berlin, Hamburg, Hannover, Frankfurt, Rheinland) の近辺

29) これは、およそ3,483万ヘクタールである。Vgl. J. Conrad, a. a. O., S. 132.

30) これは、約2,021,000ヘクタールである。

Vgl. *Statistisches Jahrbuch für den Preussischen Staat*, Jg. 3, 1906, S. 1.

31) M. Weber, a. a. O., S. 329.

32) 古いタイプの世襲財産はふつう、交通の便の悪い純農業地方に存している。そして、「劣等地がともかくも相当な規模で世襲財産化されているのは、世襲財産が——昔のレーン等の——古いものである場合にきざられる」。Vgl. *ebenda*, S. 330 u. Anm. 3).

に存することにより、その地質が、いたるところで特別によくなっている」³³⁾ 点に注意する必要がある。

2 世襲財産の機能

以上のような統計的に確認できる事実から、ウェーバーは、眼前のドイツの世襲財産がもつ機能について、より広い資本主義発展史のパースペクティブのなかで、次の特徴づけを導きだす。すなわち、「世襲財産は、地代を生む土地、しかも、できるかぎり高額で・危険の少ない地代がもたらされる土地を求める。それは、旧来のレーン農場でないかぎり、利子を生む有価証券とまったく同様に、利子形成の特殊近代＝資本主義的 i 形態なのである。近代資本主義的農業の祖国——イギリス——において世襲財産が果たした機能、それは、土地所有と経営の分離 *Scheidung von Bodenbesitz und Betrieb*・地代と企業者リスクとの分離 *Scheidung von Rente und Unternehmerrisiko* をすぐれて完璧に成就することであった。

世襲財産は、資本における増殖の利害関心と社会的支配諸階層にあっての相対的に安定した『身分相応の』収入への利害関心とに実現可能性を与えようとする試みを通じて、[イギリスだけでなく]どこにおいても生みだされている。『満ち足りた』資本家的御仁が、『威厳あるくつろぎ』*Otium cum dignitate* の港——名目貴族の金利者生活——にゆきつき、この港のなかで、嵐吹きささぶ経済闘争の荒波から、自分らの利得を救いだすための通例の手立て——それが世襲財産なのである。

したがって、それは、優等地と大土地所有が、土地への投下資本を（シュレージェンにあってそうであるように）『分泌する』鉱工業の著しい発展に出合っているところできわだって広範に認められ、しかもそのうえに、プロレタリア化しているにもかかわらずなお——零細地所有を通じて——土地に固縛された農村労働者の低労働賃金が、（ふたたびシュレージェンでのように）高地代の持続的獲得を保証する場合には、なおさらのことそうなのである。世襲財産

33) Ebenda, S. 330 Anm. 2).

は、劣等な——すなわち地代を生まない——土地を避ける。東部諸郡のうちで、土地の状態が最悪である郡においては、1897年時点でそれは1つも存在しなかったのである」³⁴⁾ (傍点引用者)、と。

このように、ウェーバーは、「近代資本主義的農業の祖国」＝イギリスにおける「3分割制」の全般的成立とその完璧な実現に与って力あった世襲財産(「継承的不動産権設定」³⁵⁾ strict settlement)の能動的役割を積極的に評価するとともに、「利子形成の特殊近代＝資本主義的1形態」としての一般性格をもつ世襲財産が、イギリスだけではなく、資本の増殖欲と支配階層の高収入欲のみられるところでは、「どこにおいても生みだされている」というのである。したがって、資本主義発展と土地所有の相互関係・イギリス土地制度とドイツ土地制度の比較という問題との関連で、さきのウェーバーの論述からただちに導きだされる事柄は、以下の1点である。すなわち、ウェーバーはここで、世襲財産が土地所有と経営の分離を実現する能動的役割をになったのはイギリスだけである、とみなしているのでは決してないこと、これである。いや、というよりもむしろ、ここでかれは、イギリス以外の諸国における「3分割制」成立にかかわる世襲財産のある種の積極的役割・機能を示唆しているかのようである、とさえ思われる。

したがって、この点との問題の関連でいえば、ここでのウェーバーの見解をやにわに、住谷一彦氏がなされているように、「近代資本主義的農業の祖国イギリスでも、世襲財産の形成は支配者層の利害関心が相対的に安定した身分相應の収入生活に入ることに向けられた事態に起因するものであった。しかし、その場合イギリスでは土地の所有と経営の分離、地代取得と企業者危険負担の分離というかたちで実現したのに対して、ドイツでは事態は必ずしもそうならなかったばかりでなく、むしろ逆のかたちをとって現われたことが、重要な点である」³⁶⁾ (傍点引用者)という意味をもつもの、とすることは絶対にできな

34) Ebenda, SS. 331-332.

35) 椎名重明『近代的土地所有——その歴史と理論——』1973年、102-113、320-336ページ参照。

36) 住谷一彦、前掲書、304ページ。

いのである。

では、眼前のドイツの世襲財産は、現実過程においていったいどのような役割を果たしているのか。それは、イギリスでのような能動的役割を実際にになっているのであろうか。そして、そもそもウェーバーには、この点にかんするなんらかの認識があるのか否か。後論での検討の要点は、この1点に集約される。

III 「本源的蓄積」と世襲財産

1 農民的土地所有³⁷⁾

ウェーバーは、おもに、1878・1893年度の『プロイセン土地所有調査』の分析を根拠として、20世紀初頭期におけるプロイセン国東部の土地所有諸関係にみられる2つの傾向を指摘している。すなわち第1に、零細地所有者 *Parzellenbesitzer*、なかんずく、土地もちザクセンゲンガー *Sachsengänger* の土地飢餓 *Landhunger*。第2に、農場所有者がもつ社会的な高い地位を得ようとして、「土地所有への投資に努めるブルジョア資本の土地飢餓」³⁸⁾、ならびに、地代収入の基礎としての所有地の拡大をはかる世襲財産所有者の土地飢餓。いわば上からと下からの土地飢餓のこの両傾向は、それが農民所有地の購入によって充足されていくかぎり、それ自身土地に飢えた零細所有の領域をせばめるのではなく、まさに、「農民的所有地の中＝上位層」³⁹⁾ *größeren und mittleren Bauernbesitzungen* の勢力範囲をこそ縮小することにならざるをえない。ウェーバーのいわゆる「農民地買い占め」⁴⁰⁾ *Bauernauskaufen* がそれである⁴¹⁾。また、第1の傾向とかかわって、ウェーバーが、零細地所有者の土地飢餓を猛烈にひきおこすいわば張本人として、「農村における産業的副業潰滅」⁴²⁾の事実

37) ここでの叙述は、ウェーバー『世襲財産』論文の345-347ページによる。

38), 39) M. Weber, *a. a. O.*, S. 345.

40) *Ebenda*, SS. 351 Anm., 367 Anm. 1).

41) ここで、「農村の生産者すなわち農民からの土地収奪」こそが、「自分の労働にもとづく私有」を「解消」し、「労働者を自分の労働条件の所有から分離する」本源的蓄積の「全過程の基礎」にはかならないという周知の事実が想起されよう。『マルクス＝エンゲルス全集』、大月書店版、第23巻（『資本論』第1巻）第2分冊、934-936、993ページ参照（『資本論』の引用は以下、『全集』第23巻も、934-936、993ページというふうに簡略化して示す）。

に目をそそいでいる点にも留意する必要がある。

こうして、プロイセン東部における農民的土地所有全般の発展は、この両傾向の挾撃にあって、農民的土地所有の中＝上位層の存続にとり不都合な影響をこうむっており、さらにいっそう具合の悪いことには、自家労働力のみをもつてする経営などとうてい不可能な、それでいて大量の出稼ぎ季節労働者の通例的賃金額を支払うだけの経済力をも欠く「地主自己経営」Eigentümerbetriebe（＝いわゆる「エンカー経営」）の無能力が、この両傾向に拍車をかけていさえする、とウェーバーはいうのである。

第1表により、農民的土地所有に与えた世襲財産の影響を知ることができる。第1に、世襲財産が広範に存在する17のシュレージェン諸郡では、小さいなが

第1表 シュレージェン世襲財産郡（17郡）の実態

	自立的所有地と 非自立的所有地との関係		農民的所有の減少 (1878～1893年)	
	1878年	1893年	所有地数	面積
シュレージェン州平均	1:3.4	1:2.9	△2.4%	△3.8%
世襲財産郡平均	1:4.9	1:3.8	△1.3%	△5.3%

注) ウェーバーによれば、農民的所有とは、

純収益 Reinertrag 60～300 ターラー Taler の所有地に相当する。

出所) ウェーバー『世襲財産』論文、346-347ページより作成。

らも自立が可能であるような自立的所有地 die selbständigen Besitzungen の数が、零細な非自立的所有地 die unselbständigen Besitzungen に比してかなり少ない。第2に、世襲財産郡における農民的所有地数の減少傾向は、州平均のそれに及ばない⁴³⁾とはいえ、ウェーバーがいうところの「農業制度内での

42) M. Weber, a. a. O., S. 345 Anm. 2). ウェーバーが指摘した「産業的農村副業潰滅」の事実、19世紀末ドイツにおける本源的蓄積の進展との関連で重要な意味をもつ。この点については、後論で詳述する。

43) 第1表が示しているとおり、世襲財産郡における自立的所有地の伸張傾向は、州平均に比べて急速でさえある。この点は、2つの事実により説明される。第1に、「産業的副業」を頼みの綱として生きながらえてきた非自立的零細地の消滅・減少。第2に、自立的農家として数えあげられた、およそ60ターラーの純収益しかあげえない零細地の大量的生成・増大。したがって、世襲財産郡にあっての自立的所有地の、一見増大であるかのようにみえる傾向は、中位以上の自立的農民所有地の生成によるものでは決してない。逆に、それはほとんどまったく、自立性の下限ノ

全体的重要性」⁴⁴⁾にかかわるその所有地面積の点では、州平均をしのぐ急速な減少傾向を示している。このように、世襲財産郡においては、農民的土地所有の縮小、ならびに、自立することができない零細な所有地の増大が優勢な事態となっており、そこには、州全体でのその進展を相当程度上回る発展傾向がつかぬいている、ということができる。

したがって、ウェーバーによれば、世襲財産が及ぼす土地所有関係への影響はこうである。すなわち、世襲財産の維持と拡大は、第1に、販売用の土地の供給を絶えまなく不自然に減らし、第2に、農村の住民大衆を劣等地においやることにより、大土地複合体 *große Bodenkomplexe* と過小地 *kleine Stellen* との並存へと向かう傾向を判然と強化する点で大いに与って力あるのである、と。

2 農業経営⁴⁵⁾

第2表は、16のシュレーシェン世襲財産郡における農業経営階層別経営面積の比率を示したものである⁴⁶⁾。ここから、世襲財産郡の全体的状況にかんする

ゞざりぎりの境内にあるにすぎぬ零細農民の生成・増大によりひきおこされたのであった。

さらに、これらの事実は、わけでも「工業世襲財産郡」*die industriellen Fideikommißkreise* において見紛うべくもなく歴然と現われており、われわれは、この点にも十分注意する必要がある。ここでは、さしあたり以下のことを確認するにとどめておきたい。すなわち、一方において、農民経営の不可欠の補足物としての「産業的農村副業」の「潰滅」が、もはや自立的な「小農民経営」など維持しうべくもない非自立的零細農民経営の消滅をさえ惹起しているとするならば、同時に他方では、まさに「工業世襲財産郡」こそが、その主たる展開の場を成しているものである。ここでただちに、農村副業の破壊と農民経営の潰滅に及ぼす大工業のきわだって規定的な影響力が想起されよう。「農業の部面では、大工業は、古い社会の堡壘である『農民』を減ぼして賃金労働者をそれに替えるかざりて、最も革命的に作用する」(『全集』第23巻a, 656ページ)。

44) M. Weber, *a. a. O.*, S. 347.

45) 本節の叙述は、ウェーバー『世襲財産』論文の347-354ページによる。

46) 『ドイツ国統計』の1898年版 *Statistik des Deutschen Reichs*, N. F. Bd. 112. を基として、ウェーバー自身の手に成った本表は、全経営面積 *die gesamte Wirtschaftsfläche* 中に占める農業経営の各層別面積比率を明らかにしたものである。この点で、本表により「全農業地域に含まれる各ヘクタール当り経営数の比率」が示されるとされる住谷一彦氏の誤りは明白である(住谷一彦, 前掲書, 319ページ参照, 傍点は引用者)。

住谷氏は、経営数と経営面積とを取りちがえておられるのである。ちなみに、1895年における各県別経営数の比率をみておこう(付表1参照)。農業経営総数中の大経営の割合は、3県ともごく僅少であり、リーグニッツ・オッペルン両県にあっては1%にすら満たない。この大経営ノ

第2表 シュレージェン世襲財産郡における

農業経営階層別経営面積の比率

1895年

		0~2ha	2~5ha	5~20ha	20~100 ha	100ha 以上	全 体	5~100ha
	Breslau 県	2.90%	8.27%	24.66%	23.82%	40.35%	100%	48.48%
郡	Groß-Wartenberg	4.71	10.97	29.52	9.89	44.91	100	39.41
	Oels	2.40	6.74	20.05	17.97	52.84	100	48.02
	Militsch	3.37	7.99	32.07	13.89	42.68	100	45.96
	Reichenbach	2.46	7.61	19.98	26.75	43.20	100	46.73
	Waldenburg	4.91	9.44	52.40	27.74	5.51	100	80.14
	Liegnitz 県	3.95	11.36	30.28	26.01	28.40	100	56.29
郡	Freistadt	2.50	7.85	29.74	22.58	37.33	100	52.32
	Sagan	3.87	13.01	32.36	26.76	24.00	100	59.12
	Sprottau	2.05	6.91	26.71	32.16	32.17	100	85.87
	Hirschberg	6.94	17.42	37.74	30.39	7.51	100	68.13
	Oppeln 県	7.29	13.46	33.29	14.74	31.22	100	48.03
郡	Rosenberg	5.92	10.89	33.86	8.08	41.25	100	41.96
	Lublinitz	6.36	15.16	34.44	7.08	36.96	100	41.51
	Tost-Gleiwitz	6.16	13.12	28.57	5.39	46.76	100	33.96
	Tarnowitz	19.64	17.92	14.91	3.51	44.02	100	21.42
	Pleß	10.73	17.57	34.38	9.38	27.34	100	43.76
	Ratibor	11.31	14.37	30.76	6.27	37.29	100	37.05
	Kosel	7.59	12.92	31.27	7.86	40.36	100	39.13

出所) ウェーバー『世襲財産』論文, 348ページより。

付表1 農業経営数の比率

	0~2ha	2~5ha	5~20ha	20~100 ha	100ha 以上	全 体
Breslau 県	48.21%	21.51%	22.89%	6.22%	1.18%	100%
Liegnitz 県	44.16	25.27	24.00	5.77	0.80	100
Oppeln 県	56.30	21.99	18.65	2.62	0.44	100

出所) Statistik des Deutschen Reichs, N. F. Bd. 112, S. 426.
より作成。

しかし、「エンカー経営」は、住谷氏にとっては、農業経営総数の30~40%もの比重をもって「モルベ以东の地に蟠踞する」(住谷彦, 前掲書, 313ページ)ものである。ひっきょう、住谷氏による経営数と経営面積との取りちがえ、および、そこからおのずともたらされる、その実在数をはるかに越えた・「エンカー経営」の飛躍的過大化のイメージは、「エンカー経営=基盤」

が経営総面積の30%内外にものぼる農地を自己の手中に集積・集中している点が重要なのである。これが第1。他方、いわゆる「エンカー経営」の中心的部分の大半が存在するのは、いうまでもなく大経営階層である。これが第2。

3つの事実が明らかとなる。第1に、全経営面積中に占める大経営 Großbetriebe (100ヘクタール以上の農業経営) の面積比率は、合計12の諸郡において、当該各県平均を上回る数値を示している。他方、それは、Waldenburg と Hirschberg の2郡にあっては著しく、Sagan 郡においては見紛うべくもなく、県平均数値に及ばない。第2に、Waldenburg・Hirschberg・Sagan に Sprottau 郡を加えた計4郡にあっては、「森林世襲財産」Forstfideikommissionが優勢であると同時に、大農経営 großbäuerliche Betriebe (20~100ヘクタール経営層) が、県平均における地位より以上の強力な存在を示している。第3に、小農民所有地 kleinerer bäuerlicher Besitz 階層 (5~20ヘクタール経営層) は、つごう8つの郡で県平均以上の存在をみせており、「森林世襲財産」郡中の3郡 (Waldenburg・Hirschberg・Sagan) までが、この8郡に属している。1895年の『農業経営統計』を基としたウェーバーの分析から、さしあたり、これらの3つの事実が明らかとなる。

a) 森林世襲財産と農業世襲財産

Waldenburg 郡と Reichenbach 郡

農業経営にたいする世襲財産の影響を明らかにするために、ウェーバーは、世襲財産が広範に存在する典型的な地方 (シュレーゲン州) のさまざまな諸郡の状況について、精細な比較検討を行なっている⁴⁷⁾。最初に、「森林世襲財産」と「農業世襲財産」landwirtschaftliche Fideikommission の特徴的相違をみよう。Waldenburg と Reichenbach の両郡は、世襲財産面積の比率と工業従事人口の優勢な比重 (Waldenburg では鉱山業、Reichenbach は繊維産

論」または「プロシア型農業進化=ユンカー経営一色論」ともいうべき従来の「類型論」的通説のドイツ・イメージに適合的なものではあっても、事実適合的とはいささかもない、というほかないのである。

・なお、19世紀末プロイセン農業経営全般の動向とその経済的性格、土地所有をめぐる対極としての農民経営と地主経営それぞれの具体的存在形態の諸例に現われた進化の構造等については、3つの前掲拙稿を参照されたい。

47) 森林世襲財産と農業世襲財産とを比較したウェーバーの分析、さらに、すぐのちにみる工業ラティフンディウムと農業ラティフンディウムにかんするそれは、ウェーバーによれば、論証 (beweisen) ではなく、例証 (illustrieren) である。Vgl. M. Weber, a, a, O., S. 350.

業）の2点にかんするかぎり、同じ特徴をもっている。とはいえ、前者の地質は著しく劣悪であり、1ヘクタールあたりの耕地純収益は、Reichenbach の28マルク Mark の半分にも満たず、わずか12マルクにすぎない。Waldenburg においては、農用地の世襲財産化ではなく、主として森林地の世襲財産化が求められたのであった。これにたいして、Reichenbach の森林地は Waldenburg のそのの半にすぎない。このように、一方の Waldenburg 郡が典型的な森林世襲財産郡であるとすれば、Reichenbach は、森林地面積の比重もかなり高いとはいえ、どちらかといえば主として農用地の世襲財産化が進んだ農業世襲財産郡の色彩の濃い郡なのである。

2つの郡のまったく対照的な相違は、以下の諸点に現われている（第3表参照）。第1に、Waldenburg にあっては、経営面積中に占める大経営の比率が

第3表¹⁾ Waldenburg 郡と Reichenbach 郡

W. 郡：「大経営の 5.5% （不変） R. 郡：面積比率」 43.2% （37% 増） ²⁾		「農民経営」 ³⁾ （5~100 ha） の面積比率」	
80.1% 46.7%	「10~100 ha の 自立的農民経営」	数・面積とも増 数・面積とも減	「2~10 ha の 非自立的経営数」
「1 ha 未満の 零細地所有者」		R. より以上存在 ⁴⁾ 減少 ⁵⁾	減 増

注1) 面積比率等にかんする確定数値は1895年度の数値であり、増減等の変化の状況は、1882~1895年についてのもの。

2) 経営数是不変。

3) 農民経営の平均規模は、W. では拡大、R. においては縮小を示した。しかし、その変化の数値は両者ともまったくとるにたりない。

また、R. における 100ha 未満経営中のきわめて多数のものが、その社会的性格の点で、大経営となんら違ふところのない事実にも注意。

4) これは、土地もちの鉱山労働者層の大量存在による。

5) この原因は繊維産業の斜陽化。

出所) ウェーバー『世襲財産』論文、352ページの注) より作成。

甚だしく低く、逆に、農民経営が優勢な存在を示しており、その面積比率は総面積の80%以上にも達している。第2に、Reichenbach にみられる状況はこれとはまったく対照的であり、大経営が非常に優勢であるのにたいして、農民

経営の地位は Waldenburg に相当劣っている。第3に、1882年以降の13年間に及ぶ経過をみると、経営階層における進化の状況の対照性に明らかな両郡の相違がいっそう著しくなったことが判明する。

このように、一方の森林世襲財産郡 Waldenburg において、農民経営強化の事実がみられたとするならば、他方、郡全体の性格が農業世襲財産郡に近い Reichenbach にあっては逆に、大経営の平均規模の拡大と大経営による農民経営弱化的傾向が顕著だったのである。19世紀末ドイツにおける本源的蓄積の進展（＝農民経営の潰滅化）に与って力あった農業世襲財産の——森林世襲財産とはまさに好対照を成す——規定的能動性、すなわち、小農民経営つぶしに行使したその土地所有の権能⁴⁸⁾は明らかである。この点とかかわって、ウェーバー自身、「農業世襲財産は、農民的所有の最も鋭い敵以外のなにものでもない」⁴⁹⁾、と端的に述べている。

ここで、世襲財産以外の土地所有形態が主要な地位を占める他の近隣2郡の状況をも視野におさめたうえで、森林世襲財産・農業世襲財産その他の各土地所有諸形態と本源的蓄積の現実的進行とのかかわりあい、換言すれば、本源的蓄積過程にたいする土地所有の能動のかかわり方の程度の強弱を整理して提示することにより、当面の分析をまとめておくことにする。

第1に、郡面積の7%のみが世襲財産化されているにすぎない「自由土地所有」郡 Landeshut の状況は、大経営の面積比率がわずか5%のみであり、また、経営総面積の77.5%にのぼるきわめて強力な農民階層をもつという2点において、森林世襲財産郡に近似的である。次に、「自由大土地所有」郡 Nimptsch の状況は以下のとおりである。すなわち、Nimptsch にあっては、世襲財産化

48) 資本主義社会が、完成したブルジョア体制としての総体性へと歴史的に発展・進化してゆくにあたり、この過程に最も能動的かつ積極的な規定的作用を及ぼすものが資本であることは、いうまでもない（「資本－賃労働」・「資本－土地所有」の規定性）。他方、資本＝賃労働関係の一定の成立を前提すれば、土地所有が、その形成過程に能動的な反作用を与えることもまた、疑問の余地ない事実なのである（「土地所有－賃労働」の規定性、「土地清掃」・「農民追放」の意義）。尾崎芳治「本源的蓄積論の諸問題——『市民主義的マルクス理解』批判序説——」『経済科学通信』第15号、1976年、19-22ページ参照。

49) M. Weber, a. a. O., S. 352.

の進捗度がそれほどはかばかしくなく、それは目下のところ郡面積の10%にとどまっている。また、きわめて肥沃な土地の60%までを自己の手中におさめた大経営が優勢な地位をほこっており、そこでは、森林地はごく僅少である。

ウェーバーによれば、Reichenbach と Nimptsch を比較することにより明らかとなる事実は、以下のとおりである。すなわち、農業世襲財産郡の性格が濃厚であるとはいうものの、それでいてかなりの森林地をもつ Reichenbach においては、まさに森林地の相対的の大きさゆえに、農民的所有の状態が Nimptsch よりも依然として良好である。しかし、Reichenbach とは違う Nimptsch の特殊性を認めなければならない。第1に、Nimptsch 郡にあっては、1882年以来その数を漸増させた大経営が、平均面積については Reichenbach とは反対に減少を示している。第2に、Nimptsch では10~100ヘクタールの自立的農民経営が、その所有面積の増大を実現しており、この点も Reichenbach とは逆である。このように、自由大土地所有が主要な地位を占める Nimptsch 郡の実態変化のなかに、大経営の平均規模拡大と大経営による農民経営弱化的傾向という農業世襲財産郡に独自の特徴を認めることはできない。

要約すればこうである。一方において、大経営の微弱な自由土地所有郡の実態が、農民経営の残存・強化の点で、森林世襲財産郡に近似的であるとすれば、他方において、自由大土地所有郡と農業世襲財産郡との違いは、後者における農民経営弱化的の事実に関係する。したがって、農民経営の破滅・潰滅をめぐる本源的蓄積進展度の点で、最も遅れた状況がみられるのは、森林世襲財産郡ならびに自由土地所有郡であり、他方、農業世襲財産郡はその最先進地域にほかならない。これにたいして、自由大土地所有郡の実状は、先進的でも後進的でもなく、そこにはいわば中間的・過渡的発展の特殊性ともいえるべきものが現われている。

こうして、森林世襲財産・自由土地所有から自由大土地所有をへて農業世襲財産へといった各土地所有形態が優勢な諸地域のそれぞれに固有な個性的・特殊的发展の実態を、本源的蓄積進展度の強弱にかんする、左から順に低次の発

展から高次のそれへといたる漸進的3系列の現出として、換言すれば、本源的蓄積の発展程度をめぐる一連の順次的諸系列として整序することができるのである。この点とかかわって、ウェーバー自身次のようにいう。すなわち、「世襲財産形成の容易化により——いや、そのいっそう広範な進展のみをもってしても——, Nimptsch・Strehlen 等のオーデル平野諸郡は、将来にわたり永く純資本主義的農業制度を決定づけられるであろうし、〔そればかりではなく、〕Reichenbach 郡の方（大経営の面積拡張）へと押し進められることとなろう。

〔事実、〕Nimptsch においては今日でもすでに、〔郡面積の〕10%が世襲財産地なのである」⁵⁰⁾、と（傍点引用者）。ウェーバーのよって立つここでの視角が、基本的に、「発展の見地」にはかならなかったことは明らかである。

b) 農業ラティフンディウムと工業ラティフンディウム

Pleß 郡と Tarnowitz 郡

第4表から明らかなおと、**「大・森林世襲財産」**は、Pleß・Tarnowitz の

第4表 Pleß 郡と Tarnowitz 郡

	郡面積中に 占める世襲財 産地の割合	世襲財産地 中の森林地 面積の割合
Pleß	31%	62%
Tarnowitz	45%	73%

出所) ウェーバー『世襲財産』論文353ページの注)
より作成。

両郡にあって支配的な地歩を築きあげており、ここに両郡の共通性がある。とはいえ、Pleß 郡の**「大世襲財産」**地が農業的性格の顕著なグルントヘルシャフト Grundherrschaft であるのにたいして、Tarnowitz のそ

それは、ヘンケル・ドネルスマルク Henckel-Donnersmarck 伯爵により営まれるシュレージェン「シュタロス滕工業」Starostenindustrie としての「工業ラティフンディウム」にはかならない。このように、世襲財産がひとしく優勢な郡であるとはいっても、前者は「農業ラティフンディウム郡」der agrarische Latifundienkreis であり、後者は「工業ラティフンディウム郡」der industrielle Latifundienkreis なのである。

50) *Fhenda*, S. 352 Anm.

第1に、工業ラティフンディウム郡ないしは「工業世襲財産郡」Tarnowitzにおいては、農民経営の潰滅化傾向が激烈であり、また、最大・最小経営の両

第5表 1895年における経営面積分布状況

	2 ha 未満	2~5 ha	5~20 ha	20~100 ha	100 ha 以上	全 体
Pleß 郡	10.7%	17.6	34.4	9.4	27.9	100%
Tarnowitz 郡	19.6	17.9	14.9	3.5	44.0	100
プロイセン国全体	4.9	7.8	24.3	32.0	30.9	100

出所) ウェーバー『世襲財産』論文353ページの注), *Statistik des Deutschen Reichs*, N. F. Bd. 112, SS. 46-49. より作成。

極への分化傾向が顕著である。これにたいして、農業ラティフンディウム郡におけるこの両極への分化傾向は、いまだ工業世襲財産郡ほどの進展にはいたっておらず、逆に、5~20ヘクタール経営層の小農民地 *die kleinen Bauernstellen* 残存の程度が相対的に強い(第5表参照)。第2に、僅少な自立的所有地数と非自立的の零細所有地の大量存在とに示される農民的土地所有縮小と農民経営消滅の傾向、とりわけ、工業世襲財産発展地域でのその徹底的進化の事実は、見紛うべくもない(第

第6表 自立的所有地と非自立的所有地

6表参照)。第3に、農業を本業とする生業者数は、Pleß・Tarnowitz

	自 立 的 所有地数	非 自 立 的 所有地数	その 関係
Pleß 郡	947	7976	1 : 8.42
Tarnowitz 郡	62	1650	1 : 26.61

のいずれにおいても減 出所) 第4表と同じ。

少を示している。しかしこの場合、工業世襲財産郡での減少が、農業ラティフンディウム郡の4倍にもものぼる苛烈さを示した点に留意しなければならない。農村人口の稀薄化と工業世襲財産郡におけるその激越な徹底的進行は明らかである。

要約しよう。シュタロステン工業としての大工業が、超絶した生産力をもってそこでの経済的支配権を掌握しているといつてよい工業ラティフンディウム郡にあっては、農業従事人口の急激な稀薄化と農民経営の消滅傾向がきわだって支配的であり、農業経営階層全体における農民経営の地位沈下は歴然として

いる。そこでは、農民は、農業生産＝経営の点で、基本的になんらの経済的役割をも果たすことのできない最底辺の没落の状態におちいつている。いや、というよりもむしろ、各農業経営階層間の関係にみられる工業世襲財産郡の実態は、農民が基本的に存在しない状態に近似的でさえある、といつてよい。農民経営の潰滅に示される工業世襲財産の規定性、すなわち、その土地所有の権能は明らかである。このように、当該郡はすでに、いわゆる土地清掃⁵¹⁾ Clearing of Estates を軸として展開する本源的蓄積過程のいわば終局的局面をむかえるにいたっているのである。

他方、このことはおのずから以下の事態を伴う。すなわち、両極に位置する最大経営と最小経営により規定される資本主義的矛盾の關係の徹底的尖鋭化がそれである。けだし、封建的な残滓が、最上位の経営層つまり100ヘクタール以上の大経営に、たとえどのように根強くまといつていたとしても、それは、基本的には資本家的性格の農業経営にほかならないこと、2ヘクタール未満の「零細経営」Parzellenbetriebe が、生産手段から自由な・辛苦に満ちた状態をあらわにしたプロレタリア的農業経営以外のなものでもないこと、したがって、この両経営層により形づくられる基本的な關係が、資本主義的な矛盾と対立の關係であること——この3点は、ウェーバー自身、かれの分析の重要な1素材として利用したあの『農業経営統計』を基礎として行なったプロイセン国全般の農業構造にかんする分析に基づく、われわれにとってはすでに検証済みの事実⁵²⁾に属し、あまつさえ、工業世襲財産郡には、まえの第5表により明らかとなっており、プロイセン国全体にみられる平均的狀態をはるかに越えた、この矛盾關係の徹底的強化、すなわち、その規定的意義の一路上昇傾向が顯著に妥当しているからである。こうして、工業世襲財産郡 Tarnowitz は、本源的蓄積と資本主義的進化の両過程が、相携えて、19世紀末期プロイセンにおける

51) 『全集』第23巻b, 952ページ, マルクス『剰余価値学説史』『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店版, 第26巻第2分冊, 312ページ参照。

52) 「農民層の分解と『ユンカー経営』の資本主義的進化・その一般的検証」を統一的なサブタイトルとする2つの前掲拙稿(『経済論叢』第117巻第1・2号, 第4号所収)参照。

その発展の極致といってよい段階にまで到達している最先進地域の1つだった、ということができる。

ここで、事実そのものが物語るところを根拠として、2つの重要な経済学的理論視角を剔抉することが可能となる。すなわち、資本主義的矛盾関係の徹底的尖鋭化、つまり、資本蓄積の発展強化の過程は、まさに、農民経営の潰滅化に明らかな本源的蓄積の終局的進展の過程を必然的に随伴した。資本蓄積と本源的蓄積——この両過程の相互的＝平行的発展進化の現実的絡み合いは明らかである。一言にして、尾崎芳治氏のいわゆる「資本の蓄積過程の現実的1契機としての本源的蓄積」⁵³⁾。これが第1の視角である。次に、資本主義的農業の恒常的基礎の創出と農民大衆の根底的な収奪、そして、農村家内工業の潰滅を実現・完成する大工業の規定性、すなわち、「農業革命にたいする」⁵⁴⁾その「規定的な意義」⁵⁵⁾。これが第2の視角である⁵⁶⁾。この点について、マルクスは、ほかならぬ本源的蓄積とかかわらせて、こう述べている。すなわち、「大工業がはじめて機械によって資本主義的農業の恒常的な基礎を与え、巨大な数の農民を徹底的に収奪し、家内的・農村的工業——紡績と織物——の根を引き抜いてそれと農業との分離を完成するのである。したがってまた、大工業がはじめて産業資本のために国内市場の全体を征服するのである」⁵⁷⁾、と。

c) 小括

「シュレーゲンの世襲財産郡は、今日、資本主義的に変質したシュレーゲ

53) 尾崎芳治、前掲論文、7-10ページ参照。

54)、55) 同上、27ページ。なお、本源的蓄積論の経済学的意味については、同上論文とともに、尾崎芳治「資本主義の本源的蓄積」『講座・現代経済学 第3巻「資本論」と現代経済学』(島恭彦監修)1978年、第7章をも参照。ここにおいては、同上論文の同一要旨が簡潔にまとめられている。

56) ここで、以下の2点に留意しておきたい。第1に、ドイツ東部の大工業発展地域(Tarnowitz郡)にみられる事実をふまえて確認することのできたこの2つの理論視角は、19世紀末期のドイツ資本主義の激烈な構造変化の全過程を的確に把握する際の有効な1観点として、ドイツ全体にひきうつして適用することの可能な視角であるという点で、重要な意味をもつ。この点については、V 結論で1つの試論を展開する。第2に、本源的蓄積過程進展のたちおくれと農民経営の強化を特徴とする森林世襲財産郡といえども、大工業の発展地域であるかぎり、森林世襲財産のこの種の特殊的影响力はまったく通用せず、大工業の優越な規定的意義貫徹する。

57) 『全集』第23巻h、977ページ。

エン農業制度の特征的独自性をいっそう強め、その社会的対照を激化する傾向を示しており、しかも、工業による蓄積資本が土地集積の方にふり向けられているところこそ、この傾向を最も多く示しているのである」⁵⁸⁾。世襲財産形態にある土地所有の客観的現実過程への能動的関与と世襲財産＝土地所有による矛盾の尖鋭化、そして、工業における資本蓄積と資本の世襲財産への転化により惹起されるこの傾向の多発的進展は明らかである。

一方における、「良質の農用地の資本による吸収」⁵⁹⁾と「世襲財産への資本の固縛」⁶⁰⁾、他方における、「地代をもたらさない土地層に密集した、東部国境にあっての文化の敵である自足的な零細農民経営 *kleine, selbstgenügsame Bauernwirtschaften*」⁶¹⁾——これが、東部農村における2つの客観的發展傾向であるとするならば、世襲財産は、この両傾向を、なるほど実際につくりだしたわけではないにせよ、阻止するのでは決してなく、逆に、これを確実に強化する能動的機能を果たしたのであった。ここにおいてもやはり、ウェーバーの見地は、基本的に「発展の見地」以外のなにものでもなかった、ということができる。

以上総じて、ウェーバーのいう「[19世紀末期の] ドイツにおいて今行なわれている」こととは、本源的蓄積の漸進的な不断の進行であり、わけでも、工業発展地域における、資本主義的進化と絡み合ったその急進展だったのである。

58), 59), 60), 61) M. Weber, *a. a. O.*, S. 354.